

令和5年(2023年)2月22日

令和5年3月定例会議案概要

第2号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員野口久男氏の任期満了（令和5年（2023年）3月31日）に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：野口久男（のぐち・ひさお）

生年月日：昭和34年（1959年）3月7日

略歴：元越谷市立花田小学校長

越谷市教育委員会委員

第3号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員富永保氏の任期満了（令和5年（2023年）3月31日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：中村吉宏（なかむら よしひろ）

生年月日：昭和43年（1968年）8月9日

略歴：司法書士

第4号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 【市長公室行政デジタル推進課】

最高デジタル責任者を設置することに伴い、新たに報酬を定めるもの。令和5年4月1日から施行

【報酬】 日額 70,000円 《参考》 任期 1年

第5号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

住居手当について、所要の改正を行うもの

(1) 賃貸に係る住居手当の改正《令和5年4月1日から施行》

① 支給対象となる家賃額の下限額

改正前：12,000円 → 改正後：16,000円

② 支給額の上限額

改正前：27,000円 → 改正後：28,000円

(2) 自宅に係る住居手当の廃止《令和8年度まで段階的に引き下げ、同年度末廃止》

区分	現行/5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
新築又は購入から5年以内	5,500円	4,500円	3,500円	2,500円	0円
上記以外	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	

第6号議案 越谷市特別会計条例の一部を改正する条例制定について 【行財政部財政課】

越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業の特別会計を廃止するもの。令和5年4月1日から施行

第7号議案 越谷市役所外構整備工事請負契約の締結について

【総務部庁舎管理課】

- (1) 契約の目的：越谷市役所外構整備工事
- (2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約
- (3) 契約金額：6億7,925万円
- (4) 履行期限：令和6年（2024年）3月15日
- (5) 契約の相手方：高元・猪又経常建設共同企業体
- (6) 工事概要：駐車場整備工事、通路・広場整備工事、駐輪場整備工事、植栽工事、シェルター設置工事、旧藤だな通り整備工事、仮設連絡通路解体工事、井水ろ過装置設置工事、既存施設移設等外構整備附帯工事

第8号議案 財産の無償譲渡について（越谷スカイマンション集会室）

【行財政部公共施設マネジメント推進課】

越谷スカイマンション集会室については、昭和60年10月に開発者から寄附を受け、集会室として利用されてきたが、平成22年11月に管理組合から譲与の申し出があったことから、無償で譲渡したが、議決事項であるため、追認の議決を求めるもの

- (1) 譲渡財産

土地	所在地番	越谷市宮本町一丁目148番1	
	地積	2,982.18m ²	
	敷地権の割合	549,650分の10,022	
建物	所在地	越谷市宮本町一丁目148番地1	
	名称	越谷スカイマンション	
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 8階建	
	延べ面積	5,596.49m ²	
	譲渡部分	種類	集会室
	専有部分	区分番号	101
		専有面積	1階部分 94.83m ²
		共用部分	廊下、階段、昇降機等のうち建物の区分所有等に関する法律第14条の規定による共用部分に対する共有持分

- (2) 譲渡の相手方：越谷市宮本町一丁目148番地1 越谷スカイマンション管理組合

第9号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について

【消防局消防総務課】

越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防行財政の合理化及び効率化を図るため、東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することについて議決を求めるもの

第10号議案 包括外部監査契約の締結について

【行財政部行政管理課】

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：令和5年（2023年）4月1日
- (3) 契約金額：1,200万円を上限とする額
- (3) 契約の相手方：藤原拓也（公認会計士）

第11号議案 越谷市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例を廃止する条例制定について

【保健医療部保健所感染症保健対策課】

特定不妊治療実施医療機関指定審査会を廃止することに伴い、本条例を廃止するもの。本審査会は、特定不妊治療に要する費用の助成事業の実施にあたり、特定不妊治療を実施する医療機関の指定に関し審査を行ってきたが、令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことにより、当該助成事業が終了することに伴い、本審査会としての役割を終えたことから本条例を廃止する。令和5年4月1日から施行

※附則において、越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正内容：特定不妊治療実施医療機関指定審査会に係る報酬規定を削除するもの

第12号議案 越谷市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部福祉総務課】

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和5年4月1日から施行

改正前：第77条第1項 → 改正後：第72条第1項

第13号議案 越谷市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部保健所生活衛生課】

博物館法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項等について改正を行うもの。令和5年4月1日から施行

改正前：第29条 → 改正後：第31条第1項

第14号議案 越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国保年金課】

出産育児一時金の支給額を引き上げるもの。令和5年4月1日から施行

	出産育児一時金	加算額	合計
現 行	40万8,000円	1万2,000円	42万円
改定後	48万8,000円	1万2,000円	50万円

第15号議案 越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例制定について

【都市整備部市街地整備課】

越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業の施行規程を廃止するもの。令和5年4月1日から施行

第16号議案 越谷市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部建築住宅課】

空き家等の適正管理を促進するため、所要の改正を行うもの。令和5年4月1日から施行

(1) 軽微な措置の新設

空き家等の管理不全な状態が、危険が切迫しているほどではないが、周辺の生活環境に与える悪影響の軽減を図ることができると認めるときは、窓、門扉等の閉鎖等の軽微な措置を講ずることができるとするもの

(2) 応急措置の対象拡大等

空き家等の管理不全な状態に起因して人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、緊急を要するときに講ずることができる必要最小限度の措置については、これまで所有者等が判明しないときに限られていたが、所有者等が判明している場合も対象とするとともに、当該措置の名称を「緊急安全措置」とするもの

(3) 条文整備

① 用語の整理（空き家 → 空家）

② 法令と重複する規定の整理

※附則において、越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正内容：「管理不全空き家等審査会」の名称を「管理不全空家等審査会」に改めるもの

第17号議案 越谷市立体育館条例及び越谷市立屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定について

【教育総務部スポーツ振興課】

越谷市立体育館等の増使用料の見直しに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。令和5年4月1日から施行し、同年9月1日以後の使用に係る使用料について適用

【入場料金等を徴収する場合の増使用料】

施設種別	現 行	改正後
体育館 ・北体育館 ・南体育館 ・西体育館	1人1回について徴収する最高の入場料金等に70を乗じて得た額	1回の入場料金等の徴収において販売予定数の最も多い価格区分の入場料金等に70を乗じて得た額
体育館 ・総合体育館	1人1回について徴収する最高の入場料金等に100を乗じて得た額	1回の入場料金等の徴収において販売予定数の最も高い価格区分の入場料金等に100を乗じて得た額
屋外体育施設 ・市民球場ほか 21屋外体育施設		

第18号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例及び越谷市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部保育入所課・保育施設課】

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、関係条例について条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和5年4月1日から施行

改正前：第19条第1項第1号 → 改正後：第19条第1号

※附則において、越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正内容：特定不妊治療実施医療機関指定審査会に係る報酬規定を削除するもの

**第19号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例制定について 【子ども家庭部子ども施策推進課・青少年課】**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令等）の一部改正に伴い、省令等を参照等し、関係条例（乳幼児・障がい児等を対象とした施設・サービス関係の基準に係る7条例）について同様の改正を行うもの

(1) 児童の安全確保に関する計画策定等の義務化《令和5年4月1日から施行》

児童福祉施設等において、児童の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検等を定めた安全計画の策定等を義務付けるもの

(2) 自動車運行時における園児の所在確認等の義務化《令和5年4月1日から施行》

園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児等の所在を確認するとともに、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、降車時の所在確認を義務付けるもの

(3) 業務継続計画策定等の努力義務化《令和5年4月1日から施行》

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援を継続的に実施するための業務継続計画を策定・周知し、職員に研修及び訓練を定期的に実施する努力義務を定めるもの

(4) インクルーシブ保育のための人員配置基準等の緩和《令和5年4月1日から施行》

利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員について共用・兼務できることとするもの

(5) 看護師等の配置特例の緩和《令和5年4月1日から施行》

認定こども園の看護師等の配置特例について、一定の要件を満たす場合には、0歳児が3人以下の場合でも看護師等を保育教諭等とみなすことができることとするもの

(6) 懲戒権に係る規定の削除《公布の日から施行》

民法の一部が改正されたことに伴い、親権等に基づく懲戒権に係る規定を削除するもの

施設等種別 改 正 条 例	改正内容					
	(1) 安全計画 策定等義務	(2) 自動車運行 時の所在確 認等義務	(3) 業務継続 計画策定 等義務	(4) インクル ーシブ保 育	(5) 看護師等 配置特例 緩和	(6) 懲戒権 削除
① 保育所等 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○		○
② 指定通所支援 越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	○	○		○		○
③ 特定教育・保育施設等 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例						○
④ 幼保連携型認定こども園 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例			○	○	○	○
⑤ 幼稚園型認定こども園等 越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例		○	○	○	○	○
⑥ 家庭的保育事業等 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○	○		○
⑦ 放課後児童クラブ 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	○			

第20号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

(1) 衛生手数料

【保健医療部保健所生活衛生課】

- ① 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例関係《令和5年4月1日から施行》
「ふぐ取扱施設」の用語について、「ふぐ処理施設」に改めるもの
- ② 狂犬病予防法関係《令和5年4月1日から施行》
マイクロチップを装着された犬の登録に係る環境省からの通知制度に本市が参加することに伴い、当該通知制度の対象となった犬については、狂犬病予防法の登録及び鑑札の交付がなされたものとみなされるため、同法に基づく犬の登録手数料の適用除外とするもの
- ③ 動物の愛護及び管理に関する法律関係《令和5年4月1日から施行》
動物の収容等に係る飼養管理手数料及び返還手数料を定めるもの

項目	手数料の額
動物の飼養管理手数料	1日につき 500円
動物の返還手数料	3,500円

- ④ 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例関係《令和5年4月1日から施行》

野犬等の収容に係る飼養管理手数料及び返還手数料を定めるもの

項目	手数料の額
野犬等の飼養管理手数料	1日につき 500円
野犬等の返還手数料	3,500円

- ⑤ と畜場法関係《令和5年4月1日から施行》

と畜検査において新たな検査等が追加されたことにより当該検査に係る事務量が増加したため、と畜検査手数料を引き上げるもの

項目	現 行	改定後
生後1年以上の牛又は馬	1頭につき 700円	1頭につき 730円
生後1年未満の牛又は馬	1頭につき 300円	1頭につき 340円
豚、めん羊又は山羊	1頭につき 300円	1頭につき 340円

(2) 土木手数料

【都市整備部建築住宅課】

- ① 建築基準法関係《令和5年4月1日から施行》

ア 共同住宅等に設ける給湯設備の機械室等について、容積率不算入の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるもの

建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

イ 第1種低層住居専用地域内等における高さ制限について、屋外に面する部分の断熱改修工事等により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度が創設されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるもの

建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係《公布の日から施行》

誘導仕様基準により建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合確認を行うことが可能となったため、誘導仕様基準による当該計画の申請に対する認定に係る手数料を定めるとともに、条例中で引用する条項について条文整備を行うもの

主 な 項 目	手数料の額
一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分で、床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円

③ 都市の低炭素化の促進に関する法律関係《公布の日から施行》

- ア 住宅用途を含む建築物の住戸部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定において、誘導仕様基準により当該計画の認定をする場合の手数料を定めるもの
- イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定における手数料の算定単位を「申請住戸数」から「住宅部分の床面積の合計」に改めるもの
- ウ 低炭素建築物新築等計画の認定基準について、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入に係る要件が追加されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料額を見直すもの

(3) 消防手数料

【消防局予防課】

① 火薬類取締法関係《令和5年4月1日から施行》

埼玉県知事が行う火薬類取締法に関する事務の一部の権限移譲を受けることに伴い、同法に基づいて行うこととなる事務のうち手数料を徴収する事務及びその額について定めるもの

主な項目	手数料の額
火薬類の製造の許可申請手数料	220,000円
火薬類の販売営業の許可申請手数料	
(ア) 競技用紙雷管のみの場合	25,000円
(イ) (ア)以外の場合	110,000円
火薬庫の設置又は移転の許可申請手数料	73,000円

第21号議案から第27号議案まで

令和4年度越谷市一般会計補正予算（第10号）について ほか補正予算6件

第28号議案から第37号議案まで

令和5年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算9件

【問合せ】総務部法務課

電話 048-963-9130